

議案第 5 8 号

岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について

岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「含む」を「含む。以下同じ」に改め、同項第4号中「が引き続き1年以上行方不明の」を「の生死が明らかでない」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めるもの

第2条第2項中「において」を「にいう」に、「とは」を「には」に、「含む」を「含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」に改める。

第3条第1項中「又はそれ」を「がその遺児を監護するとき、又は父若しくは母が遺児を監護しない場合において、父若しくは母」に、「で遺児を養育（遺児を監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）するもの」を「が当該遺児を養育する（その遺児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、父若しくは母又はその養育する者」に改め、同条第2項中「に規定する額」を「までに規定する額（以下「所得制限限度額」という。）」に改め、同条第4項第2号中「婚姻し、養育されている」を「婚姻をし、その配偶者（規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 日本国内に住所を有しないとき。

第4条中「規則に」を「規則で」に改める。

第6条中「第3条第4項各号のいずれかに該当する」を「手当の支給要件に該当しなくなった」に改める。

第7条第1号中「養育」を「監護又は養育」に改める。

第9条第1項中「規則に」を「規則で」に改め、同項第2号中「養育する」を「監護し、又は養育する」に改め、同項第3号中「が喪失したとき」を「を喪失したとき（遺児が18歳以下の者でなくなった場合又は第3項の規定による所得の届出により所得制限限度額を超えていることが明らかになった場合を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。